

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 7 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

「MONOZUKURI エキスパート」構築検討事業 AI 活用実証実験機器等賃貸借業務（第 2 回） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、紙による。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、課税事業者にあつては、入札書に記載する金額は、当該金額に 10 パーセントの消費税を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額とすること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の法令改正により消費税率等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ その他の賃借のその他

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを発注者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

電話 0857-26-7224

電子メール sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

(3) 入札説明書等の交付方法

令和元年 7 月 25 日（木）から同月 30 日（火）までの間にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/286226.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年 7 月 25 日（木）から同月 30 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵送による入札

認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札日時

令和元年 8 月 6 日（火）午後 1 時 30 分

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4階 第 28 会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和元年 8 月 2 日（金）正午までに 4 の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 参考機種以外の同等品等で入札を行う場合は、令和元年 7 月 30 日（火）正午までに同等品承認申請書（様式第 6 号）及びカタログ等の仕様書を満たすことが確認できる資料を 4 の（1）の場所に提出し、承認を得たうえで入札すること。

なお、承認の可否は、令和元年 8 月 1 日（木）までに行う。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。